

観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市内（以下「市内」という。）に滞在し、地域の暮らしを体験することで、将来的な移住、定住並びに関係人口の創出及び拡大を図るため、本市への移住を希望し、又は本市との継続的な関係を築こうとする県外在住者（以下「移住等希望者」という。）に対し、予算の範囲内において観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市に生活の本拠を移し、居住することをいう。
- (2) 二地域居住 本市以外の地域（香川県内を除く。）と本市の双方に生活拠点を持ち、定期的に本市に滞在する生活形態をいう。
- (3) 関係人口 二地域居住をし、又は本市との継続的な関係構築を図ろうとする者をいう。
- (4) おためし暮らし 本市への移住又は本市との継続的な関係構築を目的として、市内の宿泊施設に一時的に滞在し、生活体験、情報収集、地域住民等との交流、地域の担い手となる活動等を行うことをいう。
- (5) 宿泊施設 次のいずれかに該当する市内の施設をいう。
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）その他関係法令に基づき適法に営業している施設
 - イ 観音寺市コミュニティセンター条例（平成17年観音寺市条例第125号）第2条に規定する観音寺市豊浜コミュニティセンター海の家
- (6) 同行者 移住等希望者とともにおためし暮らしを体験する者であって、原則として当該移住等希望者と同一世帯に属するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) お試し移住体験事業 本市への移住を検討している者が行うおためし暮らし
- (2) 二地域居住等地域活動支援事業 関係人口が行うおためし暮らし
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時において、香川県外に住所を有する者
- (2) 本市への滞在の目的が、観光、転勤、出張、出向、研修、帰省等でない者
- (3) 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれと密接な関係を有しない者

2 前条の補助対象事業のうち、お試し移住体験事業を実施しようとする者は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 過去3年以内に、窓口、メール、電話、オンライン、移住フェア等で本市へ移住に関する相談等を行った者
- (2) 本市での住まい探し、移住に関する相談若しくは体験、生活環境の確認、仕事探し又はテレワークを行おうとする者

3 前条の補助対象事業のうち、二地域居住等地域活動支援事業を実施しようとする者は、第1項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 二地域居住、地域交流が見込める市内イベントへの参加、地域団体での活動、副業、兼業、ワーケーション、テレワーク等を行う者
- (2) 地域の担い手となる活動、地域住民との交流その他地域の課題解決、魅力発信に資する取組を行う者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る連続した2泊以上7泊以下の宿泊施設の利用に要する費用（以下「宿泊費」という。）とする。

- 2 宿泊費以外に要する費用は、補助対象経費としない。ただし、朝食代が宿泊費と不可分な宿泊プランである場合に限り、その朝食代を含む額を宿泊費とみなすことができる。
- 3 交通費と宿泊費がセットになったパックツアー等を利用する場合において、それぞれの内訳が明らかでないときは、その支払総額から、当該パックツアーの出発地と本市との往復に用いた移動手段における標準的な交通費相当額を差し引いた額を宿泊費とみなす。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象者1人につき1泊当たりの宿泊費から2,000円を控除した額に、宿泊日数並びに移住等希望者及び同行者（以下「補助対象人数」という。）の人数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の補助金の額は、補助対象者1人につき1泊当たり6,000円を上限とする。
- 3 第1項の補助対象人数は、5名を上限とする。
- 4 前3項の規定により算出した補助金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする移住等希望者（以下「申請者」という。）は、宿泊日の10日前までに、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) おためし暮らし計画書（様式第2号）
- (2) 宿泊予約の内容及び宿泊費が確認できる書類の写し（予約確認書等）
- (3) 現住所を確認できる本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (4) 同行者が同一世帯であることを確認できる書類の写し（住民票、マイナンバーカード、運転免許証等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適

当と認めるときは、補助金の交付を決定し、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金変更等申請書（様式第4号。以下「変更等申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額が減額となる変更その他の軽微な変更はこの限りでない。

2 市長は、前項の変更等申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業の完了後14日以内に、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）申請者名義であることが確認できる宿泊費の支払を証する領収書の写し
- （2）滞在後アンケート
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、観音寺市おためし暮らし宿泊費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

(観音寺市お試し移住体験における宿泊費の減額に関する要綱の廃止)

2 観音寺市お試し移住体験における宿泊費の減額に関する要綱（平成31年観音寺市告示第27号）は、廃止する。